

# 令和2年度版

## 保留地購入資金融資制度案内

### 1. 融資対象者

真岡市内で実施している区画整理事業（市施行・組合施行等）の保留地（公売保留地・随意契約保留地）について

- ・購入しようとする方（法人を除く）
- ・購入済みで未償還の方、ならびに既に資金の融資を受けている方で、取扱金融機関の破綻、合併、営業譲渡等に伴い資金の借り換えをしようとする方（以下「借換者」という。）



これらの方々に、次の要件を満たしている方

- ① 自己資金のみでは経費を調達できない方
- ② 年収の1/2分の1の額が毎月の返済金の5倍以上の方。この場合、世帯の収入を加算することができる。
- ③ 市税等を滞納していない方

### 2. 融資条件

	随意契約保留地		一般保留地	借換者
	小宅地等の取扱によるもの	その他		
所得制限	なし	なし	借入申請者の収入が1,500万円以下	借換前と同じ
融資限度額	なし	なし	購入総額の8割以下で1,500万円以下	取扱金融機関の貸出残高以内
融資利率	無利子	2.0% (固定金利)	2.0% (固定金利)	借換時の利率
融資期間	10年以内	10年以内	10年以内	取扱金融機関の残期間内
償還方法	均等月割償還	元利均等月割償還 及び 半年賦併用償還	元利均等月割償還 及び 半年賦併用償還	借換前と同じ
担保・保証	借入申請者と金融機関との契約	借入申請者と金融機関との契約	借入申請者と金融機関との契約	借入申請者と金融機関との契約

### 3. 取扱金融機関

足利銀行	—	真岡支店（受付は真岡支店）・真岡西出張所・久下田支店
常陽銀行	—	真岡支店・久下田支店
栃木銀行	—	真岡支店・真岡西支店
筑波銀行	—	真岡支店
真岡信用組合	—	本店・荒町支店・長田支店
はが野農業協同組合	—	真岡支店・二宮支店

### 4. 申請に必要な書類

《取得先》

- 保留地購入資金融資申請書（所定）……都市整備課
- 借入申請者等の収入証明書……勤務先・市町村役場等
- 市税等完納証明書……市町村役場等
- 土地売買契約書の写し
- 購入土地付近見取図及び平面図
- 仮換地証明書（一般保留地を除く）……各土地区画整理組合
- 保留地証明書……各土地区画整理組合
- 借換者は、取扱金融機関の残高証明書
- その他金融機関が指定するもの

※各証明書の料金については、発行部署へ確認して下さい。

### 5. 申請から融資までの流れ

1. 融資申請書1部に必要書類2部（上記参照）を添えて、市へ申請して下さい。
2. 市で受付後、申請書類1部を金融機関へ提出して下さい。
3. 金融機関で、添付書類以外で必要書類がある場合には、申請者が用意して下さい。  
（印鑑証明書、人的・物的担保など）
4. 市及び金融機関で書類を審査し適正であれば、融資決定通知書を市で交付します。
5. 申請者は、融資決定通知書を金融機関に提出し、融資を受けて下さい。

申請・お問合せ先

〒321-4395 栃木県真岡市荒町5191番地



真岡市建設部都市整備課（新庁舎2F）

TEL 0285-83-8155

FAX 0285-83-6240

